

令和7年度第2回佐賀県建設工事入札審査会 会議結果

開催日時	令和7年 10 月 10 日(金)14 時 00 分から 16 時 00 分まで												
開催場所	佐賀県建設技術支援機構 3階 研修室 (佐賀市鍋島町森田 912 番地)												
出席者	(委 員) 帯屋委員、倉富委員、七田委員、東島委員、福母委員 (事 務 局) 建設・技術課長 他6名 (審査対象機関) 佐賀中部農林事務所 杵藤農林事務所 建築住宅課 佐賀土木事務所 東部土木事務所 警察本部会計課 伊万里農林事務所 入札・検査センター												
会議の公開 ・非公開	公開(ただし、自己採点型以外の総合評価落札方式による入札案件の個別評価点に係る審査については、非公開)												
非公開理由	自己採点型以外の総合評価落札方式による入札を行った案件の個別評価点(評価の内訳)については、個別企業の技術者に係る個人情報や企業独自の技術的情報が含まれるため。												
会議概要	審査対象期間(令和 7 年4月 1 日～令和7年 7 月31 日)に契約した 3,500 万円以上の工事 151 件の中から、委員が抽出した 9 件の工事について審査 <table><tr><td colspan="2">抽出案件</td><td>9 件(1件)</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>一般競争入札</td><td>0 件(－)</td></tr><tr><td>条件付一般競争入札</td><td>8 件(1件)</td></tr><tr><td>随意契約</td><td>1 件(－)</td></tr></table> ※()は、自己採点型以外の総合評価落札方式の件数			抽出案件		9 件(1件)	内 訳	一般競争入札	0 件(－)	条件付一般競争入札	8 件(1件)	随意契約	1 件(－)
抽出案件		9 件(1件)											
内 訳	一般競争入札	0 件(－)											
	条件付一般競争入札	8 件(1件)											
	随意契約	1 件(－)											

審議概要

委 員	県(○発注者、◆事務局)
開会 ・ 総合評価落札方式(自己採点型以外)による条件付一般競争入札の1案件の個別評価点(評価点の内訳)に係る審議等については、非公開とする。	
1 報告事項 ① 契約状況 ② 指名停止等の運用状況	◆配布資料により説明
2 審議事項 資料番号5 <佐賀中部農林事務所> 経営体第 5213016-002 号 久保田地区 県営経営体育成基盤整備事業工事(暗渠排水工)(令和6年度国補正)	
◎5番から15番まで、入札参加者にかかわらず、落札率が100%である。競争が働いていない理由として、どのようなことが考えられるのか。その対策として、検討していることがあれば教えていただきたい。	○施工に必要な下請け業者を確保する費用及び受注後の収益性や工事のやりやすさ《具体的には、地元対応、施工範囲、施工時期(麦刈取り後、水稻刈取り後)》等を考慮し、「落札価格を下げても受注する必要はない。」といった経営判断があったこと。 ○発注見通しで公表されている発注予定件数と応札すると思われる業者数から勘案して、「100%で応札しても受注できるのではないか。」との判断があったこと ○当工事における主要機械であるトレンチャー掘削機については、独自で所有する会社が少ないことも要因の一つであること。
◎5番から15番の全てが100パーセントの落札となっていたので、疑問を感じた。今のご説明で暗渠排水溝の更新については特殊性があることがよく理解できたが、5番から15番は全部が農地なのか確認したい。 ◎先ほど競争環境の対策として5番の工事についてはA級をB級へという話があったが、それ以外の6番から15番も同じようにB級にすることによって競争が生まれるのではないか。	○圃場整備は終わっている。現在の工事箇所は高木瀬のゆめタウン北側になる。ここが最後となるが、以前はどこの業者も施工していたが、今回の圃場整備についてはどこの業者も経験がなく、特に特殊的な工事となる。また、この工事エリアが全部農地の中に含まれるため借地等があり地権者との調整は欠かせないものになる。 ○圃場整備は今後ほぼ発注がない。スポット的な、ある程度の工区規模になると設計金額がA級になる。暗渠排水溝工事、クリーク工事についてはA級を中心に発注しているがB級も可能。しかし、パイプラインになるとA級クラスの施工技術になる。それを分割することは施工上や地元調整等を考えると難しい。業者の方の意見を聞き、できるだけ競争が働くように設定する必要がある。収益性が上がっていないのが現状であるため、発注者としては適切な設計を行っているにもかかわらず昨今、資材高騰や技術者確保が負担となって高

	い応札額になっている。
◎前回も審議した工場用地の造成に似ている。工事は技術的にはそんなに難しくないにもかかわらず、落札率は高く推移しているので工夫をしていただきたい。それからもう一点挙げれば、慣れている業者が落札している。いつも申し上げているが、その結果として評価点が上がり、全部100%で入札し、先に落札することがかなり起こっているような気がする。 「慣れている」＝「技術力が高い」とは言えないので、目に見えてわかるようなシステムになればと思っている。 ◎予定価格が重要になると思うが、物価(資材)や人件費の高騰等の事情を予定価格に反映させることはどのぐらいの頻度で行われているのか。	◆予定価格を積算するにあたっては、見込まれる資機材費や人件費を積み上げながら予定価格調書を作成している。その基準に関しては年に1回、国の基準に基づいて改定する。ただし、主要な資材単価については毎月単価改訂を行う、例外的に、使用頻度が少ない場合は年4回の見直しとなる。
資料番号 26 <杵藤農林事務所> クリ防災第 5311119-003 号 白石地区 県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)(令和6年度国補正)	
◎26、27、28番は、すべてクリーク防災機能保全対策事業工事である。 いずれも入札参加者が複数いるにもかかわらず、杵藤地区の会社が1社ずつ高い落札率で落札している。公正な入札が行われたのか、入札の経緯を知りたい。 ◎私は今回、この会議が初めてなのでわからないことが多々ある中で質問を設定している。一般的にローカルな工事を入札	○26、27、28番は、同日開札の工事であり、取り抜け設定を行っていた。 取り抜け設定を行うことにより、各社が自工区へ労務を集中的に投入することができ、路線全体の早期完成が図られると考え設定した。 ○落札については、下請業者の確保費用、工事の施工に必要な資材確保にかかる費用、工事の施工性(工事箇所がレンコン田に囲まれており、工事時期の用水確保、仮設工事計画など綿密な調整が必要であること)等、収益性を総合的に考慮し、「落札価格を下げても受注する必要はない」といった経営判断から、応札額が高止まりしたと想定される。(27.28についても、同様。) ○建設業界が縮小しているなかで、技術者不足等を解消していくには、労務単価のかさ上げ、労働環境の整備、あるいは早期発注や余裕期間制度の活用による発注の平準化などの取組を進めていけば、必然的に競争力は上がってくると思われる。 ○確かに今回の参加資格については、杵藤土木事務所管内ということから、鹿島市、武雄市、嬉野市、江北及び大町、白石、太良の3市

するのは近隣の業者が多いものなのか。 ◎入札参加資格が杵藤土木事務所管内ということだが、例えば競争を働かせるためにこの条件を外すことは難しいのか。 ◎不落を防ぐ場合以外で、落札率の高止まりが見られる場合に競争原理を働かせるために地域要件を外す取り扱いはないのか。	4町です。管内にある建設業者のA級となっている。基本的には杵藤土木事務所管内であればどの業者でも受注可能だが、今回、5者入札参加をしている全てが白石町内の業者です。近いところが資材置き場から工事個所が近いという有利性が応札の一番大きな理由だと思う。 ○県内一円ということですか。杵藤農林事務所で指名委員会を開催し、条件を決めることは可能ですが、やみくもに県内全域を指定し対象業者が増えても結果は同じになると考えられる。 ◆入札の基準を建設・技術課で決めている。等級に応じて工事の設計金額を指定し、各等級の業者数に見合った地域要件を設定している。その基準に基づいて発注をしている。その中で例えば不調・不落が発生した場合には地域要件を拡大検討することになる。 ◆今回の入札案件については、「取り抜け」扱いをしている入札で、最初に5者が応募している段階で競争は働いていたと考えられる。入札において競争原理が働くかについて、参加資格設定の時点での判断は難しく、想定で地域要件を拡大することは行っていない。
◎総合評価点での勝負になってくる。以前から申し上げているとおり、落札率が100%か92%のどちらかに両極化してしまうことが強くある。総合評価点での競争がどれだけ公正に行われているのかを見ていくことが重要である。	
資料番号 30 <杵藤農林事務所> 農地防災第 5915001-001 号 廻里江地区 県営海岸保全施設整備事業工事(堤防工)	
◎入札参加者は5者あるが、落札率が高い。入札経緯と併せて、落札率が高止まりした理由を確認したい。	○当該工事は、有明海岸廻里江地区の堤防盛土を行う工事で、盛土材には新規土及び流用土使用し施工する土木一式工事である。 ○応札者等に聞き取りを行った結果、手持ち工事が多く現場代理人が不足気味であるが、当該工事は堤体盛土ということで、資材等の価格高騰の影響を受けにくいこと、工種が少なく工程管理がしやすいことから、受注可能な案件ではある。しかし、収益性を総合的に考慮し、「落札価格を下げてまで受注する必要はない」といった経営判断から、応札額が高止まりしたと想定される。 ○改善策として、建設業界が縮小しているなかで、技術者不足等を解消していくには、労務単価のかさ上げ、労働環境の整備、あるいは早期発注や余裕期間制度の活用による発注の平準化などの取組を進めていけば、必然的に競争力は上がってくると思われる。

◎入札の状況から見ても5者が参加し、評価値の比較により最終的に1者が落札していることが良くわかった。

◎60 ページの表を見ると、高い落札率ではあるが、評価点及び価格は微妙に違い、しっかりとした競争がされているのは、近年、あまり見ないような入札になっている。価格では高止まりしているが評価値で逆転している入札状況であり、こういう形になってくるのがある意味理想と考える。

資料番号 35 <建築住宅課>

07整備第 1500040-001 号 致遠館高等学校 体育館外壁・屋根改修工事(FM関係)

資料番号 41 <建築住宅課>

07整備第 1632810-002 号 療育支援センター 体育館外壁その他改修工事(FM関係)

◎35番の体育館外壁・屋根改修工事は、入札参加者数4者、落札率92.03%で競争が働いているに対し、41番の体育館外壁その他改修工事は、入札参加者数4者であるにもかかわらず、競争が働いていない。どのような違いがあるか。

◎最初一覧表を見たときに似たような工事であるにもかかわらず何故に片方に競争が働いてもう一方が働かないのかわからなかったのが提案した。私が理解できていないことで「仮設の乗り替え」とは特殊な方法になるのか教えていただきたい。

◎発注する際に35番と41番について、35番は競争が働きそうだが41番は働かないだろうというような予想はできるのか。それとも結果として予想外に競争が働いたのか。実際の結果をみて、発注者としての感想はどうか。

◎工程が複雑になると業者が敬遠して応札が少なくなるというパターンは、かなり聞くのだが、そういった場合は予定価格にど

◎両者の工期は大きく変わらない中で、35番は施工面積が大きいいため設計価格が高くなっていることから、スケールメリットにより利益が出やすく、その結果、低い落札率での応札となる傾向があった。

◎41番の工事については、屋根の一部を撤去する必要があるなど、35番より工事工程が複雑であり、様々な作業に伴うリスク等を踏まえた結果、高い落札率での応札となる傾向があったと推察できる。

◎特殊な方法ではないですが仮囲いで施設の利用者が現場に入られないように工事範囲を鉄板等で区画し閉塞したエリアとする。その工事が終了次第、区画規制できなかった別のエリアを仮囲いする。特殊なことではなくて工事現場ではよく使われる工法である。途中で乗り替えが出てくるところに少し手間がかかる。

◎競争が働かなかったとは考えていない。入札には4者が参加しており、適切に積算された予定価格を設定しているので競争が働かないとは考えていない。施工上の複雑さとか工程を考慮された結果が落札率の違いに出ていると考える。

◎そういう条件のところは工期にも当然反映させていますし、見積りにおける設計単価についてもそういう条件で見積りを取っていますので十分に反映させて予定価格を組んでいる。

のように反映するかである。 単純に「工程が複雑になると工期に反映される。」→「工期が長くなると予定価格が上がる」というような構図になる。適切にそこが反映されているならば、複雑になったから敬遠されるという事態が少なくなる気がするのですが、どう考えられるのか。	
資料番号 53 <佐賀土木事務所> 〇道橋補助第 0130212-007 号川上牛津線(池上工区)池上道路橋りょう補助工事(道路改良工)	
◎100%入札、価格競争がないので、総合評価の内容を確認したい。	○公告時期が年度末であることから、多くの業者は完成前の手持ち工事が多くあり、また、同時期に同条件(佐賀土木管内、土木一式A級)の案件が多く発注されている中、技術者や下請業者の確保が困難な状況でもあり、できるだけ高い金額で落札したい意向があったと推察できる。 ○総合評価結果については、応募者9者、入札参加者4者であった。 自己採点の大きな内訳として、施工能力の評価点で最大1.8点、配置予定技術者の能力の評価点で最大1.2点の差が生まれている。応札金額は、参加者4者すべて同額であることから、自己採点の差により落札者が決定している。
◎辞退者が5者になったのは、応募はしたけれど先に別の工事を落札したため、技術者や施工能力が及ばず入札までに至らなかったというのが業者の実情と思える。 総合評価方式においても施工能力値と技術者の数について、総合評価の意図したことが有効に作用していると受け止められる。	
資料番号 141 <県警本部会計課> 7交第18号交通管制センター中央装置改修工事	
◎従来から本工事は同じ会社が落札しており、他者の入札も無い。落札率こそ92%台であるが、これで競争が働いているといえるのか疑問。入札参加資格の内容や他者の入札が無い理由を確認した上で、今後同工事について他者の入札を促す予定や方策があるか確認したい。	○本件工事は、一般的な電気通信工事と比較すると特殊な工事であるため、発注件数が少なく、施工実績、ノウハウを有する会社や技術者が限られる。したがって、他都道府県警を見ても、全国にあるシステムメーカー6者のうちのいずれかが各県に納入している状況である。 ○こうした状況において、上述のメーカー6者のほぼ全てが本件工事の入札参加条件を満たし、当該工事についても警察庁共通仕様書に従った標準的な内容であることから、技術的にも十分受注可能と推測されるが、他者の入札参加が無い理由として、価格の面で折り合いが付かなかったのが一因ではないかと考えている。

	具体的には、契約業者以外の者について、佐賀県内に営業拠点を有していないことから、工事に必要な資材、機材を現場まで運搬する費用や、作業員・現場監督が遠方から出向く際の交通費、宿泊費などを勘案し、利益が出ないものと判断して、入札参加を見合わせたのではないかと推測している。
◎この入札参加資格を満たす県内の業者は何社か。 ◎県内業者がゼロという事だが、どの条件が一番ハードルが高いのか。入札参加資格に書かれている「申請者の要件」の中でどの条件を緩めると県内業者に入札参加資格があるようになるのか。 ◎これと同じ工事、県内に限らず他県でも同じような工事は多分あると思うが、業者の確保に苦労される工事になるのか。 ◎審査会資料の工事一覧表を受け取ったときに、警察本部の案件は入札率 92%がほとんどなので落札金額的には納得感がある。 ただ、警察関係の工事の中でこの工事について気になり、過去の落札履歴について入札結果が見られるホームページで、同じような工事名で全部検索したら過去の落札も全部この会社でした。違和感があったので入札経緯を確認してみなさんと共有すべきと考え審議対象とした。 ところで、入札参加資格の設定方法ですが先ほど最大限緩めていると言われましたが、過去の改正した経緯がわかればお聞きしたい。	○県内に対象となる業者はいない。 ○多分、緩めても技術的な能力がある会社がない。今が入札要件を最大限に緩め間口を広くしている状態である。 ○不落になったところもあるかと思いますが、詳しくは確認できてない。 ○平成24年に担当していたのですが、施工実績について過去10年を15年に改訂のみ。 ○全国の6社のメーカーのうちの1社が九州から徹底して大阪の方に営業所を集約しました。九州内の要件を全国とか西日本まで拡大することは可能だが地元佐賀に営業所があるパナソニックさんが有利なのは間違いない。今後については、他県の状況を見ながら検討していきたいと思う。
資料番号全般 今回の発注工事全般について	
◎競争原理が働くであろうと考える入札3者以上の工事について着目すると、5者以上では入札率が 100.0%の工事はなく、3者で8件、4者で2件となっている。 3者と4者の入札率 100.0%の工事(10 件)の割合は全体では 13.9%ですが、3者と4者の工事における割合は	○ご指摘のとおり、競争入札では、応札者が多くなるほど落札価格が低くなる傾向がある。これは、発注案件の規模や発注時期、工事内容などにより、業者側のメリットが大きい場合に競争が活発となるため。 一方で、メリットが少ない案件では応札者が減少し、活発な競争が行われないことから、結果として落札価格が高くなる傾向も見られる。

30.3%と高くなっている。 入札5者以上では競争原理が働きやすく、4者、特に3者以下では競争原理が働きにくい理由があれば教えて欲しい。	以上のことから応札者が少ない3者以下の案件では落札率が100%の案件の割合が高くなっているものと予想している。 ○県では改善策として、発注案件に対して一定数以上の応募があることを想定した入札条件の設定を行っておりますが、応札が少ない案件も散見される。今後は、業者の手持ち工事量の把握や発注時期の平準化などの工夫を通じて、応札者が安定的に確保できるよう、より一層の配慮を行ってまいりたい。
資料番号 随契-2 <伊万里農林事務所> 緊急機能第 7118317-002 号長原地区 緊急機能強化・老朽化対策事業工事(溪間工)(令和6年度国補正)	
◎土木工事を随意契約で発注するか否かの判断基準について説明して頂きたい。	○当初開札(3月21日)の際に2者の入札参加があったが、予定価格超過により入札不調(不落)となった。 その結果に伴い、以下の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、見積合わせによる緊急随意契約を行った。(随契理由) 当工事は、昭和51年度に施工した既設の床固工において、堰堤上流からの土石が不安定な状態で満砂し、一部堰堤を超えて下流のため池へ流出しており、緊急に嵩上げを行うものである。 また、今後の降雨により、堆積した不安定土石がため池や集落へ流出した場合、甚大な被害を及ぼすことが懸念されることから雨期前に業者と契約を行い、現場の管理及び施工体制を早急に整える必要があった。
【会長あいさつ】 これで本日の審議をすべて終了いたします。 本日の委員会の審議であった、委員のみなさま方からのご意見を踏まえ、入札手続きの適正な執行に努めていただきたいと思います。	